

第1120号

AFN-1120

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H28. 5 / 23 (月)

『2016年小規模企業白書 現状と成功事例を紹介—中企庁』

中小企業庁は先般、既報の中小企業白書と併せて2016年版小規模企業白書を公表した。小規模企業振興基本法に基づく年次報告で、今回は2回目となる。

第1部では、低水準が続く業況と人手不足、個人事業者の廃業による事業者数の減少といった現状を挙げつつ、**商圏の拡大、高い比率のインターネット受注、経営計画の作成、人材育成への取組が売上につながることを示唆**。一方で、小規模事業者は自治体規模によらず人口に比例して一定数存在すること、地方都市や郡部の町村ほど地域経済への貢献度が高いことを示した。

第2部ではまず、業績の良い事業者の特徴として経営者の若さを挙げたほか、女性の復職や長期の就業がしやすい環境を有することを分析。また、多様な側面として「フリーランス」について、その職種や受注形態などを詳しく見ている。

第3部では、時代の変化に対応して様々な創意工夫に取り組んでいる事例を、ヒューマン・ストーリーも交えながら紹介。「3県復興、希望へのかけ箸」を開発した「磐城高箸」(いわき市)、家庭用廃食油を回収する「わくわく油田プロジェクト」とバイオ燃料の製造・販売を行う「自然と未来」(熊本市)など、地域に密着してたくましく活動する44の事業者が並んでいる。



『無期転換ルール施行まで2年 厚労省が8つの支援策』

平成25年4月に施行された改正労働契約法により、**有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みによって企業などの使用者が当該労働契約を無期労働契約に転換しなければならなくなった**。この改正法は施行時点からカウントされるため、実際に5年が経過する最短は平成30年4月となる。厚生労働省では、残り2年を切ったこのタイミングで、事業主及び労働者に向けた支援策を作成し、無期労働契約転換制度の導入の支援を行う考えだ。

具体的な支援策は、モデル就業規則の作成、コンサルティング・セミナー・シンポジウムの実施、ホームページ上での事例紹介、ハンドブック作成、助成金の拡充、専門の相談員の配置となっている。

昨年、独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した調査では、改正された労働契約法の内容を知らないと回答した企業の割合はいまだに4割を超えている。当然のことだが、法律に定められている事項である以上、知らないでは済まされない。

2年という残った期間を有効に使い、改正内容を再度確認すべきだ。該当する労働者の有無を確認し、該当者がいる場合、厚労省の支援策も活用しながら、どのように対応するか検討する必要があるだろう。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com